

すもとししょうがいしゃ しゅだんとう せんたく きかい かくほおよ かくだい かん  
洲本市 障 害者のコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大に関する

じょうれい  
条 例

しょうがい ひと ひと すべ ひと あ まえ ところ かよ り かい あ く しゃ  
障 害のある人もない人も、全ての人が当たり前に 心 を通わせ、理解し合える暮らしやすい社  
かい じつげん もと しゃがい じつげん じゅうぶん じょうほう きょうゆう  
会の実現が求められている。こうした社会を実現するためには、充 分な情 報の共 有やコミュ  
ニケーションの手段が必要である。

しょうがいとう りゆう おんせい も じ う と ひと  
しかしながら、障 害等の理由により、音声や文字をそのままでは受け取りにくい人たちもい  
しょうがいしゃ おお せいかつ さまざま ぼめん ひつよう じょうほう しゅとく こんなん ふべん  
る。これまで障 害者の多くは、生活の様々な場面において、必要な情 報の取得が困難で不便  
しょう そうご りかい ふか こんなん ふよう ごかい まね とう けい  
を生じたり、相互の理解を深めるためのコミュニケーションが困難で不要な誤解を招く等の経  
けん なか じょうほう せいかつ きそ じゅうよう しゅわ ようやくひつ  
験をしている。こうした中で、情 報は、生活の基礎として重要でありながら、手話、要約筆  
き てんじとう たい りかい ふきゅう とりくみ じゅうぶん りゆう しゅとく せんたく  
記、点字等に対する理解やこれらの普及 の取組が充 分ではないことを理由にその取得や選択  
せいげん しゅだん せんたく きかい かくだい りよう  
が制限されている。そのため、コミュニケーションの手段について、選択の機会を拡大し、利用  
かんきょう ととの ひつよう  
できる環 境を整える必要がある。

げんきょう かんが しょうがいしゃ けんり かん じょうやく へいせい ねんじょうやくだい ごう ごう  
このような現 況に鑑 み、障 害者の権利に関する条 約（平成26年条 約第1号）では、合  
りてきはいりよ がいねん も こ げんご おんせいげん ごおよ しゅわ た けいたい ひおんせい  
理的配慮の概念が盛り込まれるとともに、言語とは、音声言語及び手話その他の形態の非音声  
げんご さだ おんせいげんご しゅわ げんご こくさいてき みと  
言語であると定められ、音声言語だけでなく手話についても言語であると国際的に認められた。

じょうやく しょうめい けいき かいせい しょうがいしゃ きほんほう しょうわ ねんほうりつだい ごう  
また、条 約の署名を契機に改正された障 害者基本法（昭和45年法律第84号）においては、  
すべ しょうがいしゃ かろう かぎ げんご しゅわ ふく た いしそつう しゅだん  
全ての障 害者について、可能な限り、言語（手話を含む。）その他の意思疎通の手段について  
せんたく きかい かくほ じょうほう しゅとくまた りよう せんたく きかい かくだい ほか しめ  
の選択の機会の確保や情 報の取得又は利用のための選択の機会の拡大が図られることが示され  
た。

わたし じょうほう しゅとく じゅうようせい しゅわ げんご いぎ たよう しゅだん  
ここに私 たちは、情 報の取得の重 要性と手話が言語であることの意義や多様な手段による  
ひつようせい にんしき しょうがいしゃ しゅわ ようやくひつき てんじとう でんたつしゅだん  
コミュニケーションの必要性を認識し、障 害者の手話、要約筆記、点字等の伝達手段による  
じょうほう しゅとく そくしん しみん だれ たが りかい あ じん  
情 報の取得やコミュニケーションを促進することにより、市民の誰もが互いに理解し合い、人  
かく そんちょう きょうせい そんげん じつかん しゃかい じつげん じょうれい せいてい  
格を尊重し、つながり、共 生、尊厳を実感できる社会を実現するため、この条 例を制定す  
る。

もくてき  
(目的)

第1条 この条例は、障害者基本法の趣旨にのっとり、障害者のコミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大が図られるよう基本理念を定め、市の責務並びに市民及び事業者の役割を明らかにするとともに、必要な施策を総合的かつ計画的に推進することにより、全ての市民が障害の有無によって分け隔てられることなく、相互に人格と個性を尊重し合いながら共生する地域社会の実現に資することを目的とする。

ていぎ  
(定義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 障害者 身体障害、知的障害、発達障害、精神障害その他の心身の機能の障害（以下「障害」と総称する。）がある者であつて、障害及び社会的障壁（障害者にとって日常生活又は社会生活を営む上で障壁となるような社会における事物、制度、慣行、観念その他一切のものをいう。）により継続的に日常生活又は社会生活に相当な制限を受ける状態にあるものをいう。
- (2) コミュニケーション手段等 手話、要約筆記、点字、音訳、絵カード、重度障害者用意思伝達装置等の情報機器その他障害者が意思疎通又は情報の取得若しくは利用を図る際に必要な手段として活用されているものをいう。
- (3) コミュニケーション コミュニケーション手段等を用いた意思疎通をいう。
- (4) 障害特性 障害者の性別、年齢、障害の状態に応じた特性をいう。
- (5) 支援者 手話通訳者、要約筆記者、点訳者、音訳者（朗読者を含む。）、盲ろう者（第7条第2項第3号に規定する障害を有する者をいう。）向け通訳・介助員その他通訳又は介助により障害者のコミュニケーション又は情報の取得若しくは利用について支援を行う者をいう。

きほんりねん  
(基本理念)

だい じょう  
第3条 コミュニケーション手段等の選択の機会の確保及び拡大は、次に掲げる事項を基本と

すいしん  
して推進されなければならない。

(1) 障害者が自ら選択するコミュニケーション手段等を使用し、障害者でない者と共に

ちいせいかつ いとな けんり さいだいげん そんちよう  
地域生活を営む権利が最大限に尊重されること。

(2) 障害者がその障害特性に応じたコミュニケーションのための手段を選択する機会が

かくほ じょうほう しゅとくまた りよう しゅだん せんたく きかい かくだい はか  
確保されるとともに、情報の取得又は利用のための手段について選択する機会の拡大が図られること。

(3) 市、市民及び事業者がそれぞれの障害特性に対する理解を深めるとともに、相互に

れんけいおよ きょうどう はか  
連携及び協働を図ること。

し せきむ  
(市の責務)

だい じょう  
第4条 市は、前条に規定する基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、障害者

えんかつ ちいせいしゃかい こうちく はか しさく すいしん  
が円滑にコミュニケーションをできる地域社会の構築を図るための施策を推進するものとする。

2 市は、障害を理由とする差別の解消の推進に関する法律（平成25年法律第65号）第7

じょうだい こう きてい どうがいしょうがいしゃ しょうがいとくせい おう しゅだんとう  
条第2項の規定により、当該障害者の障害特性に応じたコミュニケーション手段等の

りよう そくしん ごうりてき はいりよ おこな  
利用の促進について合理的な配慮を行うものとする。

しみん やくわり  
(市民の役割)

だい じょう  
第5条 市民は、基本理念に対する理解を深め、前条第1項に規定する市の施策（以下「市

しさく きょうりよく つと  
の施策」という。）に協力するよう努めるものとする。

じぎょうしゃ やくわり  
(事業者の役割)

だい じょう  
第6条 事業者は、基本理念に対する理解を深め、市の施策に協力するよう努めるものと

する。

2 事業者は、支援者との連携を図り、障害者がコミュニケーション手段等を利用しやすい

かんきょう こうちく つと  
環境の構築に努めるものとする。

しさく すいしん  
(施策の推進)

だい じょう し し 市民および事業 者との連携 の下に、 障害特性 に応じた コミュニケーション 手段  
第7条 市は、市民および事業 者との連携 の下に、 障害特性 に応じた コミュニケーション 手段  
とう せんたく き かい かく ほ およ かく だい つぎ かの し さく そう ごう てき けい かく てき すい しん  
等の 選択 の 機会 の 確保 及び 拡大 の ため、 次 に 掲げ る 施策 を 総合 的かつ 計画的 に 推進 する もの  
とする。

(1) コミュニケーション 及び 情報 の 取得 の 支援

(2) コミュニケーション 手段 等 の 理解 の 増進 及び 普及 啓発

(3) 情報 の 取得 の 機会 の 拡大

しょうがいとくせい おう し えん あ つぎ かくごう かの しょうがい しゅ  
2 障害特性 に応じた コミュニケーション の 支援 に 当たっては、 次 の 各号 に 掲げ る 障害 の 種  
るい おう とうがいかくごう さだ じこう りゅうい  
類 に 応じ、 当該 各号 に 定める 事項 に 留意 する もの とする。

(1) 聴覚 障害 手話 通訳、 要約 筆記 及び 情報 技術 を 活用 した 支援

(2) 視覚 障害 文字 の 点字 化、 音訳、 拡大 化、 コントラスト の 強調 及び 情報 技術 を  
活用 した 支援

(3) 盲ろう (聴覚 及び 視覚 上 の 障害 を 併せ 持つ ものを いう。) 触 手話 及び 指 点字 を  
活用 した 支援

(4) 知的 障害、 発達 障害 及び 精神 障害 それぞれ の 障害 特性 に 対する 正しい 理解 を 踏  
まえ、 平易 な 表現 を 用いた 情報 伝達 による 支援

(5) 音声 機能 障害、 言語 機能 障害 又は 肢体 不自由 身体 症 状 に 起因 する 発声、 発語 等  
の 困難 さ に 応じた 支援

し こう し さく すい しん あ しょうがいしゃ し えん しゃ た かんけいしゃ い けん き  
3 市は、 第1項 の 施策 を 推進 する に 当たっては、 障害 者、 支援 者 其他 の 関係 者 の 意見 を 聴  
く 機会 を 設ける よう 努める もの とする。

(財政 上 の 措置)

だい じょう し ぜんじょう だい こう し さく すい しん ひつよう ざいせいじょう そ ち こう つと  
第8条 市は、 前条 第1項 の 施策 を 推進 する ため、 必要 な 財政 上 の 措置 を 講ずる よう 努める  
もの とする。

(委任)

だい じょう じょうれい さだ じょうれい せこう かん ひつよう じこう し ちょう べつ  
第9条 この 条例 に 定める もの の ほか、 この 条例 の 施行 に 関し 必要 な 事項 は、 市長 が 別に

さだ  
定める。

ふ そく  
附 則

じょうれい この条 例は、へいせい 平成29年 ねん 6月 がつ 1日 にち から せこう 施行する。